

一時預かり事業利用登録申請書（様式第1号）に必要な添付書類は、原則として次のとおりですが、保護者様が提出する他の書類又は資料により、利用理由が確認できる場合には、当該書類又は資料をもって必要な添付書類に代えることができます。また、書類の準備に日数や費用を要する場合などお困りの際には、鶴ヶ島保育所にお問合せください。

＜鶴ヶ島市立鶴ヶ島保育所：049-286-0551＞

利用理由	利用回数	条件
就労	原則として、週に3日以内とする。 ただし、保育需要がこれによりがたい場合は、月15日を限度とし、保育需要に応じた利用を可能とする。	就労証明書の提出（利用可能時間は、勤務時間＋通勤時間）
就学		通学証明書の提出（利用可能時間は、授業時間＋通学時間）
職業訓練		就学証明書の提出（利用可能時間は、受講時間＋通学時間）
就職活動（面接及び説明会等）		面接日等が確認できる書類の提出 （利用可能時間は、必要時間＋移動時間）
傷病	上限は緊急保育として15日	診断書等で病名等が確認できる書類の写しの提出 同一月に別の利用理由が生じた場合、他の利用と併せて15日を限度
災害、事故、看護、介護	上限は緊急保育として15日	利用日当日の予定を口頭にて確認。 同一月に別の利用理由が生じた場合、他の利用と併せて15日を限度
出産	産前6週、産後8週の間 ただし、上限は緊急保育として15日	母子手帳の写しの提出 同一月に別の利用理由が生じた場合、他の利用と併せて15日を限度
通院（人間ドックを含む。）	通院等を要する日のみ	診察券又は診察予約日が印刷された領収書等の確認 同一月に別の利用理由が生じた場合、他の利用と併せて15日を限度
学校等の行事等参加	行事等参加に要する日のみ	学校等からの配付物等の提出 同一月に別の利用理由が生じた場合、他の利用と併せて15日を限度
冠婚葬祭	冠婚葬祭に要する日のみ	利用日当日の予定を口頭にて確認。 同一月に別の利用理由が生じた場合、他の利用と併せて15日を限度
リフレッシュ	月に1日以内	他の利用理由とは別に取得可能
上記以外	利用内容によって判断 ただし、上限は緊急保育として15日	根拠資料として提出可能な書類（根拠書類ない場合は提出不要）